

2020年6月16日

非EU諸国民の一時的入国禁止措置の継続(6月30日まで)

観光業再開のため、ギリシャ政府は、これまで日本を含む新型コロナウイルス感染症の危険性が低い国・地域からの航空旅客を6月15日から受け入れるとの制限緩和方針を示していましたが、その後の発表がないまま緩和措置が6月30日まで見送られていることが判明しました。また、空港における検査についても事前発表とは大きく異なった体制で行われることとなっていますので、ご注意ください。

1 非EU諸国民の一時的入国禁止措置の継続

6月15日付けのギリシャ民間航空局指示によれば、邦人を含む非EU諸国民に対する制限措置が6月30日まで継続されたとのことです(EU諸国・シェンゲン協定国の滞在許可やギリシャ大使館発行の査証を有する方は禁止措置の対象外です)。

2 空港における検査

上記ギリシャ民間航空局指示によれば、6月30日までの間、以下のような検査が行われるとのことです。

(1)アテネ空港に関しては、指定欧州9か国(アルバニア、ベルギー、フランス、イタリア、北マケドニア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン)からの旅客は全て検査対象とするとのことです。

(2)テッサロニキ空港に関しては、6月30日までの間、同空港に到着した旅客は全て検査対象となるとのことです。また、同空港においては上記指定欧州9か国からのフライトを規制するとのことです。

在ギリシャ日本国大使館

電話:210-670-9910,9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:consular@at.mofa.go.jp

